

公共工事における建設労働者の適正な労働諸条件の確保を求める意見書

建設業は、全国のが労働者が約540万人で、全産業のが労働者数の10%を占めており経済活動と雇用機会の確保に大きな役割を担っている。

しかし、建設業における元請と下請けという重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は現在まで確立されておらず、さらに、最近の公共工事の減少によって施工単価や労務費が引き下げられることもあり、その生活は不安定なものとなっている。

平成12年11月27日に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が成立したが、その施行にあたり、建設労働者の賃金、労働条件の確保に対する適切な措置が必要との付帯決議が行われたところである。

さらに、諸外国では、公共工事にかかる賃金の確保等を定める「公契約法」の制定が進んでいる。

よって、国におかれては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保と共に、雇用の安定や技術労働者の育成を図るため、公共工事における新たなルール作りとして、下記の事項を推進されるよう強く要望する。

記

1、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の付帯決議事項について実効ある施策を実施すること。

2、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月14日

宮城県東松島市議会

議長 佐藤 富夫

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

様

総務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣
国土交通大臣